

## 4 生活保護・子ども支援員の取り組み

平成22年4月から生活保護を所管する県の保健福祉事務所（所管域：町村）に、生活保護制度と子育て支援について専門的知識をもつ「子ども支援員」を配置している。

子ども支援員は、子どもと親（養育者）に寄り添いながら、家庭訪問や来所相談等のアウトリーチ型の支援を展開するほか、学校等関係機関に対しては、福祉事務所における子ども支援の窓口として機能し、連携のコーディネートを行っている。

### (1) 配置に至る背景・目的

生活保護受給世帯においては、精神疾患、DV被害者、多重債務、相談相手の不在や地域からの孤立等の多様で複雑な課題を抱える例もあり、日々のケースワークにおいて丁寧な支援が求められる。

こうした家庭状況から、子どもの不登校、引きこもり、学業不振、非行、虐待等に発展することがないように、福祉事務所のケースワーカーは、世帯員の子どもに対しても丁寧な支援が求められる。しかし、現実にはケースワーカーによる定期的な訪問だけでは、子どもやその親（養育者）に対する支援や子ども一人ひとりの状況把握とそこに着目した支援を十分行うのは難しい現状があった。

そこで、生活保護受給世帯の子どもが健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識や経験を有する人材を「子ども支援員」として、県の保健福祉事務所に配置した。

子どもへの支援にあたっては、子ども一人ひとりの主体性や意欲の形成を大事にし、きめ細やかな支援を行うことで、子どもが夢や希望を持ち、将来の担い手となるよう、子ども自身の「生きる力」が育まれることを目指している。

#### 〈配置場所〉

平塚・鎌倉・小田原・茅ヶ崎・厚木・足柄上保健福祉事務所の生活保護担当課（6か所）

#### 〈支援のイメージ〉

- 中学生や高校生の進路決定に当たり、進学や就業など将来向かう方向について共に考える。
- 高校を中途退学しないよう、高校と連携し支援するとともに、将来を見据え、生活習慣等の安定を図る。
- 学習習慣が身につけていない子や、学力が低い子の学習支援の場を提供する。
- 子育て不安について、親の思いや悩みを受け止めながら、対応を共に考える。

### (2) 業務内容

子ども支援員は、世帯の自立支援について、子どもの健全育成の視点から携わる。直接的・継続的に家庭訪問や来所相談などにより支援するとともに、組織的な支援が可能となるよう、その知見を生かした「子どもの健全育成プログラム」の策定・運用・検証及び改善を担う。

具体的な支援内容については、次のようなものが考えられる。

- ア 日常生活支援（子どもや親（養育者）が日常的な生活習慣を身につけるための支援）
- イ 養育支援（引きこもりや不登校、育児不安に関する支援）
- ウ 教育支援（子どもの進学や進路等に関する支援）
- エ 就業支援（高校生や中途退学者に対する就労支援）
- オ その他（上記以外の子どもの健全育成に関する支援）

なお、生活保護法第1条において、自立の助長は最低生活の保障とともに、制度の目的となっているため、ケースワーカーは最低生活の保障の給付決定を行うとともに、当該世帯全体の自立助長に向けた相談及び助言を行っている。子ども支援員は、そのうち子どもに係る部分に、二重に、重層的に関わることになる。

また、子ども支援には、関係機関（町村児童・母子福祉及び母子保健担当課、学校、保育所、児童相談所、民生・児童委員協議会等）と連携を図ることが重要かつ効果的であるため、子ども支援員は福祉事務所の子どもに係る窓口として、このような関係機関へ訪問して支援の協議を行っている。

### (3) 期待される役割

生活保護受給世帯の子どもを全て支援対象とし、子ども一人ひとりの状況を把握し、子どもの健全育成上の課題の分析・整理（アセスメント）を行う。アセスメントの結果、支援を必要とする課題がある場合は、ケースワーカー、関係機関等と連携・協働しながら支援する。

なお、アセスメントの結果、現状においては積極的な支援を必要としないと判断された場合でも、状況把握を目的に定期的に家庭訪問を行うなどして世帯を見守り、課題の早期発見、早期支援に努める。

また、子どもや親（養育者）との継続した関わりにより信頼関係を築いた上で、受容的に関わり、ストレングスの視点<sup>\*</sup>を基本に支援することが求められるとともに、子どもの将来を見据えた支援を心がけることが大切である。

#### ※ストレングスの視点

ストレングスの視点とは、子どもや親（養育者）の持つ強さや、良いところ、できていることなど、「その人自身が持つ力」に着目している視点のことを指す。（『生活保護 自立支援の手引き』生活保護自立支援の手引き編集委員会、2008、中央法規より）

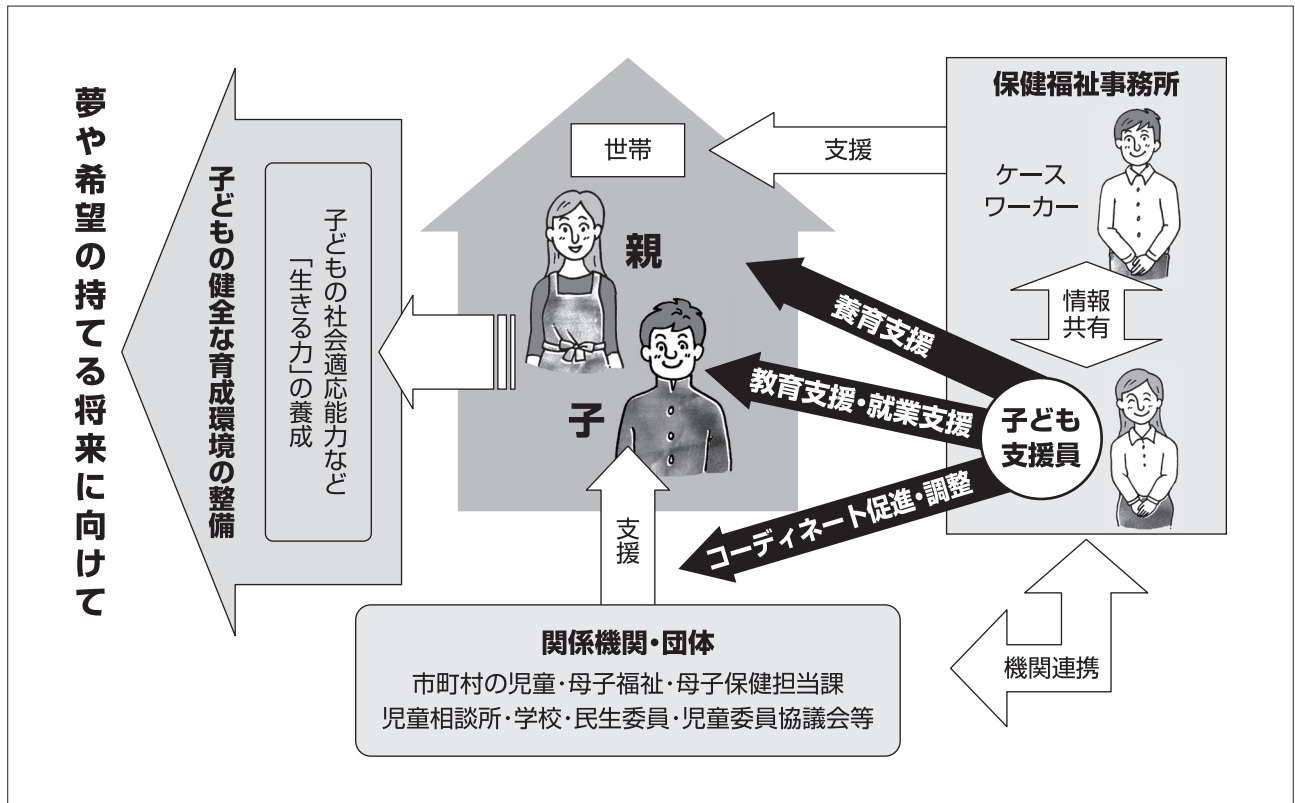
#### 〈子ども支援の進め方の基本〉

- ①世帯（子ども、親）への個別支援を基本とする。
- ②アセスメントを行い、課題を整理して方針を立て支援を行う。
- ③早期発見・早期支援の視点をもつ。  
→特に課題がない場合でも定期的な家庭訪問等で予防的に関わる。
- ④ストレングスの視点を用いて支援を行う。
- ⑤関係機関・施設等と連携して支援を行う。
- ⑥情報提供・情報発信の機能を持つ。

子ども支援員の業務は、現状においては個別支援が中心となっているが、地域における役割として、子どもが健全に育成される環境を整備するために地域の社会資源の把握、発掘が必要となる。

また、学校、保育所、児童相談所、民生・児童委員協議会などの関係機関等と「顔の見える関係づくり」を心がけ、情報交換、ケースカンファレンスなどを通し、それぞれの機能や役割について共通理解を深め、地域における支援体制を構築する役割も担えるようにしたい。

子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業でのケースワーカーと子ども支援員の役割イメージ図



※子ども支援員の活動内容は、巻末の資料3 子ども支援員活動の手引きを参照

(4) 市福祉事務所への普及啓発

子ども支援員を、県の保健福祉事務所に先行配置したことで、子どもの自立への効果のみならず、福祉事務所の子ども担当窓口の一本化、連携の活性化などの効果が見えてきた。

県は、市福祉事務所を対象に研修・会議等でのノウハウの普及啓発を行っている。平成25年度現在、子ども支援にかかる職員の配置は図のように広がっている。

# 生活保護受給世帯の子ども支援にかかる職員の配置状況

## 秦野市

平成25年5月から「生活相談員」を配置した。学習支援の場の運営と共に、家庭訪問や個別相談など寄り添い型の支援を行っている。

## 神奈川県

平成22年4月より保健福祉事務所(平塚・鎌倉・小田原・茅ヶ崎・厚木・足柄上)に「生活保護・子ども支援員」を配置した。家庭訪問や個別相談など寄り添い型の支援を行っている。

## 横浜市

24年4月に7福祉保健センターに、同年8月に5福祉保健センターに、25年4月に残り6福祉保健センターに、各区1名「教育支援専門員」を配置して、全区展開をしている。支援内容は、中学3年生に對しての高校進学支援を中心に、高校生の定着支援等を行っている。

## 茅ヶ崎市

平成25年4月より「子ども支援相談員」を配置した。家庭訪問や個別相談を行い、家庭の状況を把握し、子どもや親に對しての支援を実施している。

## 横須賀市

平成24年4月より「子ども支援員」を配置した。

## 小田原市

平成24年9月より「自立支援員」を配置。生活保護受給世帯のうち、不登校等の学校生活に支障がある者及び40歳未満の不就労者に對して、専門性のある家庭訪問、支援団体との連携を図ることにより、社会や他人との接点を見出せる機会を創出するとともに、自立への意欲を育てる。

## 藤沢市

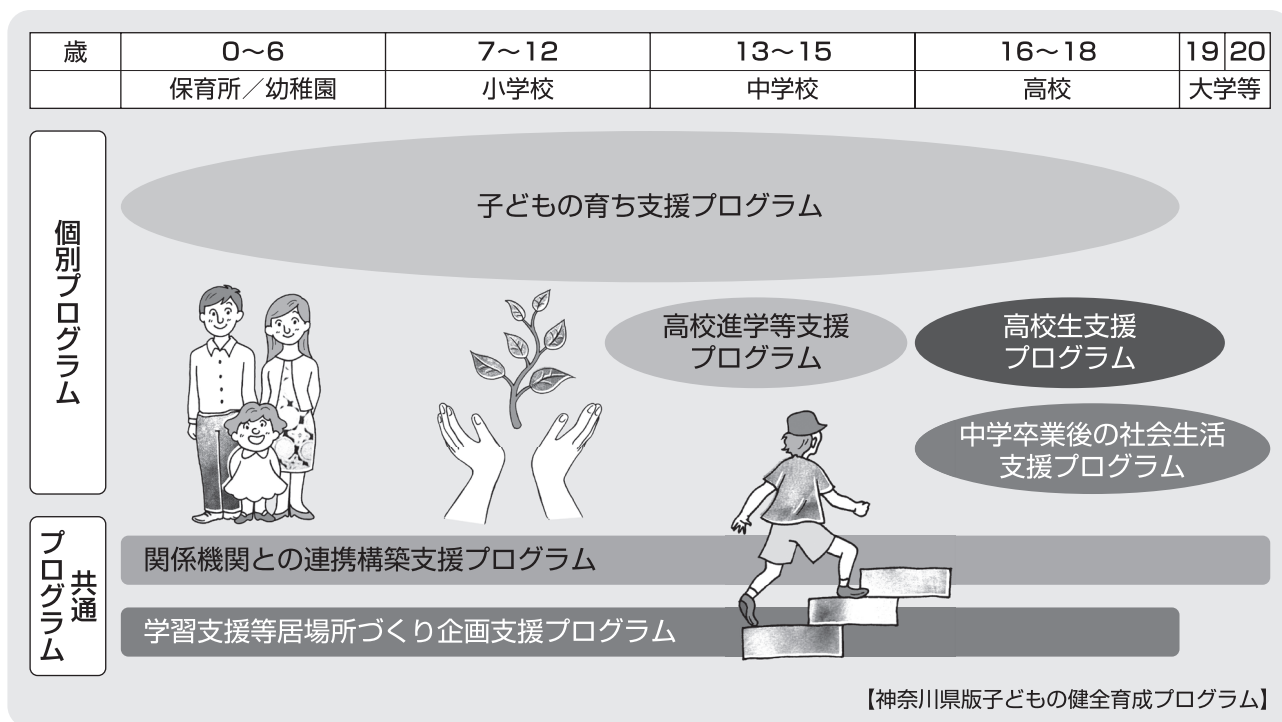
平成25年4月より「生活保護子ども支援員」を1名配置し、様々な困難を有する子どもの世帯の生活状況を把握し、日常生活支援や養育相談などの寄り添い型支援を行っている。

## 5 プログラム策定に向けた検討の経過

### 「子どもの健全育成プログラム」とは

生活保護受給世帯の「子ども」に着目し、支援すべき課題を類型化し、それぞれの類型ごとに、福祉事務所や関係機関が協働して取り組むべき支援の具体的な内容や実施手順などを整理したものの。福祉事務所では、これに基づき、関係機関との連携を図りながら、子どもや親に必要な支援を組織的に実施していく。新任ケースワーカーでも、同じレベルで支援ができるなど、福祉事務所の支援を一定水準に保つためのものである。

策定にあたっては、生活保護が子ども世代に渡ることを防ぐという長期的な観点から、子どもに焦点を当てたものとした。子どものいる家庭にどのような視点を持って関わるのか、事象をどのように考えたらよいのか等を示し、早期発見、早期支援により、様々な課題を未然に防ぎ、課題解決に向けて、子どもの健全な育成環境の整備や子ども自身の社会適応力など「生きる力」の養成を目指すものとなっている。



次に、4年間の検討の経過と各プログラムの目的・特徴を示す。

### (1) 検討の経過

#### ①平成22年度（プログラム2本を策定）

- まず、子どもの自己実現や将来の夢・希望の選択の幅を広げるための第一歩となるものから先行して検討した。
- 検討の過程で、プログラム策定の留意点、支援課題など、これまでのケースワークで得られた知識を蓄積し、今後子どもの抱える多様な課題に応じたプログラムを策定していく上で、各プログラム策定の共通基盤になる枠組みを整理した。



## ア. 策定プログラム

- **高校進学等支援プログラム**  
高校進学を支援するもの
- **高校生支援プログラム**  
高校通学の定着・継続や卒業後の進路を支援するもの

## イ. 策定プログラムの概要

### 高校進学等支援プログラム

**目的**：高校等進学支援を通じて子どもの社会的自立の支援を行う。

**特徴**：中学卒業後の進路を子どもと親（養育者）が主体的に考えていくために必要な支援を行う。

- 中学3年生だけを対象とせず、中学1年生から学習の習慣化を目指し、早い時期から中学卒業後の進路を考えた学習目標を意識できるように支援する。
- 面接活用ツール「親子の意向、意欲等を聴取するためのポイント」、「制度説明について」、子どもや保護者向け資料「高校進学等支援プログラム参加のお誘い」、「高校進学に関するQ&A」等を作成

### 高校生支援プログラム

**目的**：高校通学の継続確保、進学・就職活動支援等を行うことにより高校生活の安定と子どもの社会的自立を支援する。

**特徴**：従来あまり関われなかった高校生に直接働きかけ、高校生自身が主役となり将来自立した社会生活を送る基礎を築けるよう支援する。

- 通学の定着・継続と卒業後の進路支援の2本柱
- 多様な関係機関の連携が図られるようアセスメントを確実に実施
- タイムリーで効果的な支援を展開できるよう支援モデルスケジュールを作成

## ②平成23年度（プログラム4本を策定、プログラム2本を改訂）

- 支援の実情を把握するために、当事者・ケースワーカー・関係機関にアンケート調査を実施し、その結果を反映させた。
- 就学している子どもだけでなく、全ての年齢の子どもが対象となるようなプログラム、また、子ども支援員やケースワーカー等支援者の環境整備を目的としたプログラム等計4本を策定し、計6本のプログラムを一つにまとめ、福祉事務所や学校等の関係機関に配布するとともに、県ホームページに掲載した。
- 平成22年度に策定した2本のプログラムを見直し、改訂版を作成した。

## ア. 策定プログラム

- **子どもの育ち支援プログラム**  
全ての子どもと親（養育者）が対象。課題整理、適切な支援につなげるもの
- **中学卒業後の社会生活支援プログラム**  
進学、就職していない者やその親（養育者）に対し支援するもの
- **関係機関との連携構築支援プログラム**  
支援者が関係機関と連携し支援する上での環境整備
- **学習支援等居場所づくり企画支援プログラム**  
事業企画をする上でのノウハウを提供

## イ. 策定プログラムの概要

### 子どもの育ち支援プログラム

**目的：**子どもの成長段階に応じて抱えている課題を整理し、適切な支援につなげる。

**特徴：**0歳から高校生年齢までの全ての子どもと親（養育者）が対象。子どもの成長に応じて他のプログラムへ移行する。

○全ての子どもについてアセスメントを実施。

○新任ケースワーカー・保護者向けに「子育てに関するQ & A」「子育て支援保健サービス一覧」「市町村の保健事業」などのツール作成

### 中学卒業後の社会生活支援プログラム

**目的：**自身で将来を切り開くための支援を必要としている子どもに対し、将来に目を向け、行動できるよう適切な支援を行う。

**特徴：**中学卒業後に進学または就職していない者、もしくは高校を中途退学した、概ね20歳までの者とその保護者を支援する。

○子どもが安心できる場所を把握し、子どもの良いところや好きなことを認め、対象者ができることを確認。自己実現できる居場所を把握し、次のステップに踏み出せるよう支援する。

○支援に当たっての社会資源が少ないことから、各種付属資料を掲載。「高校を中途退学したあなたへ これからの仕事や学びのために」「若者のための働き方相談」等

### 関係機関との連携構築支援プログラム

**目的：**学校等関係機関と円滑に連携し、子どもと親（養育者）に対する支援が行えるよう、連携や情報交換のための環境整備を行う。

**特徴：**学校と福祉事務所の連携のために窓口を一本化するなど、各関係機関の協力のもと、プログラムを作成。

○プログラムは常に実態に沿った新しい情報でないと使えなくなるため、更新手順やスケジュール、更新時の関係部局による協力体制を明確化し、年1回の更新作業をマニュアル化。

○連携先組織の状況等、組織内の周知の流れを確認し、連携や情報交換等の際にスムーズとなるよう組織図を作成。

### 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム

**目的：**子どもの学習支援等居場所づくりの事業企画に関わるノウハウの提供を行う。

**特徴：**子どもの数等、企画規模に応じた手法やプログラムの提案、関係機関や事例等を生活援護課が紹介し、事業の推進を支援する。

○事業を実施するにあたっての留意点や委託契約の際の契約書ひな型などを作成。

## ウ. プログラムの改訂

「高校進学等支援プログラム」「高校生支援プログラム」を見直し、内容変更、参考資料の差し替え等を実施。主に教育局に総合的にチェックをしてもらい、改訂版を作成した。

### ③平成 24 年度（6本のプログラム改訂、効果測定実施）

- 平成 23 年度までに策定した 6 本のプログラムにつき、使用した際の不具合等を挙げ、主にアセスメント・支援シートや実施内容、支援における留意点の見直し、在り方等について検討した。
- 効果測定の方法を検討し、実施した。

#### ア アセスメント・支援シートの作成とプログラム参加との関係について整理

アセスメント・支援シートの作成範囲について、プログラム参加者のみか全員かの議論があったため整理。プログラム参加の有無に関わらず、通常のケースワーク業務の範囲として、子ども全員に対して行う。プログラム参加の同意が得られた場合は、当該家庭から了解が得られた範囲で関係機関や、子どもや親（養育者）から情報を聞き取ることなどにより、アセスメントの情報を補うこととした。

#### イ プログラムの改訂

「関係機関との連携構築支援プログラム」に沿って、6本のプログラム改訂の作業を各関係機関への依頼も含め開始。

### ④平成 25 年度（プログラムの PDCA サイクルの完成）

プログラムの更新方法の見直し、配布先や配布方法の再検討を行った。

#### ア プログラムの改訂（6月）

平成 24 年度末からの更新内容をまとめ、改訂版を作成した。

#### イ プログラムの PDCA サイクルの完成

モデル事業終了後もプログラムが継続する限り、年 1 回の更新作業がスムーズに執り行われるよう、更新作業内容やツール等を再確認し、更新作業の手順を完成させた。

## (2) プログラム全体のスケジュール

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援者側からみた課題の洗い出し</li> <li>●対象者の属性調査</li> <li>●プログラムの目的、対象、使い方、役割分担、策定方法の検討</li> <li>●プログラムの構成の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者、ケースワーカー、関係機関調査</li> </ul>		
策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先行プログラム策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニーズのあるプログラムは何か検討</li> <li>●作業部会の結成</li> <li>●プログラム策定</li> </ul>		
見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>●プログラム見直し依頼(他部局・年 1 回)</li> <li>●プログラム見直し・修正・校正(年 1 回)</li> <li>●改訂版の発行(年 1 回)</li> </ul>		
評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果測定項目の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援効果測定</li> <li>●効果測定項目の見直し</li> <li>●支援効果まとめ・報告(年 1 回)</li> </ul>	
普及・推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>●各福祉事務所へプログラム紹介(年 1 回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各福祉事務所のプログラム策定を推進</li> <li>●各福祉事務所のプログラム活用を推進</li> <li>●シンポジウム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業全体のまとめ・報告</li> </ul>

### プログラム改訂の年間スケジュール

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
見直し意見収集、 修正案作成			改訂案 提案		他部局へ見 直し依頼	集約・校正		改訂版配布			



### (3) 策定にあたって留意したポイント等

東海大学 健康科学部 小林 理 准教授（児童福祉）

本プログラムの検討過程におけるポイントは、ケースワーカーや子ども支援員が、支援方法を標準化し、支援水準を上げていくことに意義がある。そのことは、検討のプロセスにおいて、少なくとも、①支援対象と支援タイミングの定位、②関係機関の連携への視点展開、③支援の効果測定手法の開発、の諸点について重要な取り組みとなった。

#### ①支援対象と支援タイミングの定位

プログラムの支援ターゲットをいかに設定するかは、最も多くの検討を要する事項であった。支援対象は生活保護受給世帯の子どもであるが、支援のタイミングを明確にするためには、子どものライフコースを描いて共有し、介入や見守りのタイミングを見極めていく作業が必要となった。

例えば、高校進学等支援プログラムの検討のポイントは、進学支援という結果をどのように支援するかではなく、中学生の学校生活や家庭生活でいかに就学のプロセスを作っていくか、その支援の具体化が検討されたことに意義がある。高校生支援プログラムの検討のポイントは、子ども自身が積み上げていく「自立」の概念を多面的に理解し、進路支援だけでなく、通学の定着から支援対象としたところに意義がある。

また、子どもの育ち支援プログラム等の4つのプログラムでは、就学している子どもだけでなく、すべての年齢の子どもが対象となるようなプログラムや、子ども支援員やケースワーカー等支援者の環境整備を目的としたプログラムを策定した。こうした連動する複数のプログラムは、子どもの成長や発達というより普遍的な支援目標に主軸をおき、構成しているところに意義がある。

#### ②関係機関の連携への視点展開

支援対象を地域の子どもの成長や発達という普遍的な視点により構成することは、地域社会における諸資源、多領域の専門性の協働、ネットワークという空間的な展開を必要とすることとなった。子どもや保護者は、さまざまなライフコース上のライフイベントに際して、適切な支援や資源を活用して、生活課題を乗り越えていく必要がある。とりわけ、学齢期は、従来、社会福祉専門職を主軸に行う支援のネットワークから、教育専門職を主軸とするネットワークへと移行する時期にあたり、地域の専門職を含めた社会ネットワークの網目がかわることになる。関係機関の連携は、こうした空間的展開の可能性を整備するだけでなく、ケースワーカーや子ども支援員が連携の方法を確立し共有する効果も持つこととなった。

#### ③支援の効果測定手法の開発

支援方法のPDCAサイクルを具体化する重要なツールは、支援のゴールをいかに具体化していくかであった。「自立」を多面的に、かつ、子どものライフコースのあらゆる場面で見えていくことができるように、評価指標は、生活経験、社会関係スキル、成功体験の積み上げの視点から多面的に構成される指標として組み上がったところに意義があった。

## 6

## プログラムを活用した実践事例

プログラムは、子どもたちへの支援を展開していく上での手引書だが、情報量が膨大なので、初めて手にした人は、使いやすいものと感じないかもしれない。

そこで、このプログラムの活用方法を具体的に理解できるよう、どんなタイミングで、どの関係機関と、どのツールを活用したら、支援が上手く進んだのか、子ども支援員による実践事例を紹介する。

事例  
1

## 「長期不登校の児童とその母親への支援」

—保護者は子どもの問題解決のための大事な資源—

子どもの育ち支援プログラム

- 効 果
- 家庭訪問・面接を通じて課題が見えてきた
  - 母から信頼を得ることが、子どもからの信頼につながった
  - 家庭、教育関係機関が、支援の方向について共通認識を持ち、行き詰まっていた状況が動きだした
  - 適応指導教室に通室するようになった

関係機関 小学校、町教育委員会

## (1) 世帯構成

長男（小5）、母の2人世帯（母子家庭）。

## (2) 子ども支援員の関わりの開始

長男が小4の秋頃、教頭より福祉事務所に相談があり、子ども支援員としての関わりを開始した。

- ・転校の前後、1年以上ほとんど登校していない。
- ・転校の手続きが数か月なされず、子どもの所属がない。
- ・給食費などの滞納。
- ・学校の連絡や家庭訪問への応答なく、子どもの安否確認できない。

## (3) ケースワーカーから子ども支援員への支援依頼

- ①不登校の長男に直接関わり、登校に向けた支援をしてほしい。
- ②学校など関係機関との連携を図ってほしい。
- ③母と関係構築し、長男の養育の問題（不登校、昼夜逆転）や母自身の社会生活上の問題（各種手続きや連絡がうまく出来ないこと）について、改善に向けた支援をしてほしい。

## (4) 支援の当初方針

- ①長男と直接関わり、登校につながらない原因を探り、登校できる環境を整える。
- ②学校等とカンファレンスを行い、状況認識の共有、情報交換、役割分担の話し合い等を行う。
- ③家庭訪問等により母と話す機会を多く持ち、受容的に関わって信頼関係を構築する。母を長男の状況改善のための重要な資源と捉え、指導や敵対ではなく、母と協働する。
- ④各種手続きや連絡の不備など、母の生活上の問題について、母との話し合いを通して、社会的意識の育成や生活習慣の改善をはかる。

## (5) 支援の経過

### ●家庭訪問・面接を通じて課題が見えてきた

- ・約束の上訪問しても応答ないことが多く、社会生活上の課題が伺える。
- ・問いかけに対する反応が母子ともに曖昧で、状況の認識、問題意識の有無、感情や意思の把握が困難である。(子どもの育ち支援プログラム ツール1 アセスメントシート、ツール2 気づくためのシート使用)。母からは、人間不信や人生に対する諦めが感じられる。育ちや成人後の経験が影響しているのか、「感情」や「希望を持つこと」を押さえ込んでいる印象を受ける。長男も無気力で、感情の表出が乏しい。

気づくためのシート 〈児童・生徒用〉		お子さんの気になることを一緒に考えてみましょう	
表情 や 様子	<input type="checkbox"/> 視線をあわせない <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 何となく元気がない <input type="checkbox"/> 服装や髪型の変化 <input type="checkbox"/> 怒りっぽい、すぐ泣くなど不安定 <input type="checkbox"/> 自分を傷つける <input type="checkbox"/> 物を壊す <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> 退行・あかちゃん返りがみられる <input type="checkbox"/> 部屋が汚い <input type="checkbox"/>	対          人	<input type="checkbox"/> 無口になった <input type="checkbox"/> 会話をしたがらない <input type="checkbox"/> 友人関係に変化がある <input type="checkbox"/> 一人であることが増えた <input type="checkbox"/> 言葉遣いが乱暴 <input type="checkbox"/> 人の悪口を言うことが増えた <input type="checkbox"/> 学校以外、外出しない <input type="checkbox"/> 顔をうかがう <input type="checkbox"/> 他人の評価を気にする <input type="checkbox"/> 嫌なことを避ける <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> お手洗いの回数が増えた		<input type="checkbox"/> けんかが絶えない

(子どもの育ち支援プログラム [ツール2] 気づくためのシート)

### ●母から信頼を得ることが、子どもと支援員との信頼関係につながった

- ・母との関わりにおいて、母自身も子どもの不登校などの問題が起こり不安や傷つきを負っていることを受容し、「子ども支援員は味方、支援者」であることを繰り返し伝えて、寄り添う対応に努めた。
  - ➡ 母から「実は長男の不登校については大変心を痛めており、問題意識を持っていること」「苦しく、助けて欲しいが、“助けてもらい方”がわからないこと」などが語られた。
- ・長男との関わりにおいても、「子ども支援員は母の味方、不登校など子どもの問題について、母を責めない」ことを繰り返し伝えた。
  - ➡ 「実は焦っている。将来の夢もあり、そのために勉強や学歴が必要なことはわかっている。どこかのタイミングで学校に復帰したいが、不安も大きく、踏み出せないでいる。」という言葉が聞かれた。

### ●家庭と教育関係機関が、支援の方向について共通認識を持たた

- ・町教育委員会の担当者に、長男の不登校の支援に福祉事務所が関わることについて説明をし、モデルステップとして、不登校児対象の適応指導教室につなげることを提案した。
  - ➡ 学校、町教育委員会から、「不登校の子どもは学校に戻すことが原則であり、適応指導教室につながると、むしろ本籍校との距離ができてしまうのではないか」との懸念が示された。町教育委員会の担当者による調整と、学校内での議論を経て、最終的に、学校、町教育委員会、当該家庭が支援の方向について共通認識を持たた。

### ●適応指導教室に通室するようになった

- ・適応指導教室の担任と連携し、事前に計画と役割分担を話し合う。その内容を、母、子どもにも

きちんと伝えることで、当事者不在＝“やらされている感じ”にならないこと、つまり、当事者が主体的意識を持って行動できるよう留意した。

- ・子どもの意向により、初日の通室には子ども支援員が同行した。

## (6) 現在の状況と課題

- ・一定期間安定した通室が見られた。まず母との関係を大事にしたことで長男の信頼を得られ、功を奏したと思われる。
- ・長期の休み明けには一からの通室やり直しになるが、子ども支援の視点では、一定の成果と捉えてよいのではないか。
- ・一方、母の社会生活上の課題については改善が見られず、むしろ、長男の通室に意識が集中して、他のことは以前よりも後退している感じがある。支援方針の優先順位やバランスなど考えさせられる事例である。
- ・今後も信頼関係の更なる構築に努めながら、地道な繰り返しの支援を行っていく必要がある。

## c o l u m n

シングルマザーで引っ越してきたばかり…。周りに相談できる人もおらず、子どもの赤ちゃん返り、反抗期中、2人目出産。私自身施設育ちなので、“親のあり方”もわからず、子どもにどう接すればよいのか、どこまでしつけが必要なのかなどの育児の壁にぶつかっていました。さらに、生活保護脱却のためのやることなすこと全てが思うように進まず、不安や焦り…自分の中では対処できない感情がぐるぐる堂々巡りで、切羽詰っていました。そんな時、子ども支援員さんに来ていただき、育児の悩みや生活の不安を聞いてもらいました。誰にも相談できなかった悩みや不安を打ち明けられたことで少しか心が軽くなり、前向きに考えられるようになったと思います。子どもにも、アドバイスをいただいたように甘えさせてあげられるようになりました。まだ子どもが小さいので教育面などはわかりませんが、私自身、支援員の方に出会えて、本当によかったと思います。悩んで少し前進してまた悩んで…の繰り返しですが、生活保護脱却まで、もう少しだけお世話になりたいと思います。

子どもの育ち支援プログラム参加者のコメント（3歳、1歳児の母）

事例  
2

## 「高校進学支援をとおして」

—公立受験の失敗を乗り越えて—

効 果 ○高校受験は、親子で将来設計を考えるきっかけになる  
○親子の関係が見直され、子どもが自分の生活を考えることができた

関係機関 母子自立支援員\*

\* 福祉事務所で、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行う、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付を行うなど総合的な支援を行う

**(1) 世帯構成**

子（中2）、母の2人世帯（母子世帯）。

**(2) 子ども支援員の関わりの開始**

子が中2の5月、高校進学等支援プログラムの参加を提示することにした。

**(3) ケースワーカーから子ども支援員への支援依頼**

子どもの学習、進路選択支援の協力について支援依頼あり。

**(4) 支援の当初方針**

- ①母が子どもの健康を気にするあまり、過度に介入する傾向がある。母子それぞれが距離を持って生活できることを目指す。ただし、家計の状況については、子ども自身にも理解させる。
- ②母の課題は、保護受給者として、働く能力の活用により増収を目指すことであり、それを支援することにより、母子とも将来の生活設計を考えるきっかけをつくる。
- ③高校の選択について、母子が自ら学校と相談できるよう、情報を伝えていく。

**(5) 支援の経過****●訪問で親子の様子が分かる**

- ・中2の5月にケースワーカーと子ども支援員が同行で家庭訪問。中学卒業後の進路意向を確認（高校進学等支援プログラム ツール4 親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント使用）。  
➡ 母は「蓄えはないので公立高校進学を目指してほしいが、成績が振るわない」「朝も起こされて、朝食もやっと間に合う。勉強のことを言うと反発して、話が出来ない」「私立も考えなければならぬ」という。
- ・母には、私立高校進学の方法もあること、母子福祉資金の貸付制度を説明（ツール8 高校進学に関するQ&A、ツール9 私立高校に進学する場合に利用できる主な貸付について使用）。貸付を利用する場合でも入学金納入日は早いから自己資金の準備が必要であること、今から少しずつも蓄えるよう助言。ケースワーカーからそのために少しでも増収を目指すよう指示。
- ・母は過保護な印象。高校の場所や、専門学校の情報も知らない。子どもは家事をあまり手伝う様子はない。子ども支援員が成績など学校との連携・情報交換の了解を取り、母にも個人面談などで、情報を得るよう助言した。
- ・学習支援が始まることを伝え、誘いのチラシを手渡す。
- ・夏休みから学習支援に参加。最初は母が夜道を心配し迎えに来ていたが、まもなく1人で帰宅するようになった。

**●情報提供をしながら意向を現実的なものにする**

- ・平日は部活で帰宅が遅いので、夏休みに子ども支援員のみで訪問（ツール2 支援スケジュールと支援内容・チェックリスト使用）。子と面接し意向確認。「看護師になりたいので、看護学校に



行きたい」と言う。中学卒業で進むのか、高校卒業で進むのか。母はお金がかからない公立普通高校を卒業してから看護学校へ行ってほしい意向。子は制度を知らないため、生活保護の仕組み、私立高校や専門学校へ行くには貸付け制度の利用が必要であること等を丁寧に説明。

進学を励まし、学習支援への継続参加を促し、看護系専門学校の資料を提供した。高校の情報を中学校でも得ておくよう助言。

- ・中2の終わり、ケースワーカーの訪問で進路の再確認。公立全日制高校受験希望。
- ・(ツール2 支援スケジュールと支援内容・チェックリスト使用) 中3の秋、ケースワーカーの訪問で母から「希望の公立高校は難しい。私立併願を進められた」とのこと。この間、学習支援は殆ど休まず参加。
- ・中3の12月、ケースワーカーと子ども支援員が同行訪問。三者面談の後に、受験校の確定の様子を確認。「希望の公立高校は昨年も同様の学力で受かった生徒がある。当日がんばれば可能性はあるが、ぎりぎりなので私学の併願を勧められた」と。また「学習会に参加し数学の成績が少し上がった。生徒間ではよく気が利き積極性があると言われた」という。母に受験校を現実性のある高校に変えることを示唆したが、「子は早起きが苦手なので家から近いところを希望する」という。併願する私立高校も見学しており、入学時に必要な資金は自分で用意する必要があることを伝え、可能か確認したところ、無理であることが分かる。母子貸付も希望する意向なので、早めに母子自立支援員との面接を勧める。母の収入状況から保証人が必要になると思われるので、心当たりを探し内諾を得ておくよう助言しておく。

#### ●タイミングよく相談を勧めるために関係者と連携

- ・中3の1月、中学校担任に電話。母からの情報の確認をし、入学金など学費の準備が必要なことを伝えた。現実性のあるところを勧めたいことを伝える。担任は、希望の公立高校はかなり難しい。私立の学費は私学助成などで大丈夫と判断しているとのこと。  
支援員から受験希望の私立高校に入学金の納入時期を確認。「貸付など手続きをしていて用意が出来るとわかれば納入時期を遅らせる手続きは取れる。あくまでも個別の相談のうえであること」を把握。
- ・同月、ケースワーカーの訪問で入学金・学費貸付の手続き、受験料免除の手続きなど説明。子は、模擬試験の結果が思わしくなく一時落ち込んだが、自宅学習の習慣はついて第一希望を目指して頑張っているとのこと。
- ・1月末、母来所。私立高校受験を終え、公立受験後結果が分かる前に、母子自立支援員との面接を設定。公立高校の発表までの間に、母子福祉資金の貸付の書類を整え、合否がはっきりしたら、申請を中止するか手続きを進めることにする。

#### ●親で将来の生活を考える場になった

- ・公立受験結果発表日。母から、公立高校を失敗したので、私立入学のため母子資金の貸付を受けたいとの連絡。直ちに母子での来所を勧める。母子で来所し、子が申請者になり貸付けの手続きを行う。子どもに荷を負わせることに母が涙を見せる。
- ・学習支援に参加し、「卒業生を祝う会」でしっかり将来なりたい希望を語る。その後も入学式前、高校から出された春休み中の課題に取り組む。支援員に「借金をすることになり、母にショックを与えてしまったことがつらかった」とつぶやく。また別の機会に「働きながら勉強して、早く借金を返したい」と言っていた。

#### (6) 現在の状況と課題

- ・高校入学後、元気に登校し連休明けからアルバイトを始めている。
- ・親は期待から叱咤激励になるところ、子どもが目標を持って動き出すと、誉めるようになった。親子の間で、分かり合う会話が出来るようになった。

- ・子が、将来について現実的な生活の見通しを考える機会になり、親を思いやるなど一定の距離が出来た。
- ・母の増収はなかなか進まないの、進学費用について子に負担がかかることが懸念される。

## c o l u m n

子どもが中学2年になって将来のことを考え始めると、私の方がつい「そんなことでどうするの」「だめじゃない」しか言わないので、子どもも反発ばかりで、会話にならなかった。福祉事務所のケースワーカー、子ども支援員から進学のことと相談できると言われ、具体的な情報を聞きながら、考えるようになった。特に受験の方法が変わると聞いていたので、心配していた。学習教室にも誘ってもらい、本人が進学を意識するようになって、家でも勉強する姿を見て嬉しくなった。応援する気になったが、それでもまだ頑張ってもらいたい、お金の面でも公立にいてほしいと期待が高まっていた。

結果はかなわなかったが、それまで相談していたので、学費の貸付の手続きもタイミングよくできて、本当に助かった。親子だけだと期待してついけんか腰に言ってしまうが、相談にのってもらいながら話すと冷静になる。子どもの考えも聞けて、子どもなりに成長していると分かれると嬉しかった。高校生活を楽しんでいるが、これからも相談にのってもらいたい。

高校進学等支援プログラム参加者のコメント（母子世帯の母）

事例  
3

### 「高校・大学W受験 目指せ合格！」

—子どもの頑張りは母親の生きる力へ—

高校生支援プログラム

- 効 果
- 母の精神状態が落ち着いてきた
  - 母の気持ちに寄り添うことで、支援員との信頼関係が構築されていった
  - 母と子どもたちが将来への共通認識をもつことができた

関係機関 母子自立支援員

#### (1) 世帯構成

母、長男、次男の3人世帯（母子家庭）

#### (2) 子ども支援員の関わりの開始

長男が中3の秋頃～

#### (3) ケースワーカーから子ども支援員への支援依頼

- ①母の不安や悩みを聞き心の拠り所になってほしい
- ②養育、進路について支援に入ってほしい

#### (4) 支援の当初方針

- ①受験生の長男、次男を無事進学出来るよう進めていく
- ②母の状態を安定させることで、子どもたちの不安感を取り除いていく

#### (5) 支援の経過

##### ●寄り添うことで母と支援員の信頼関係が構築される

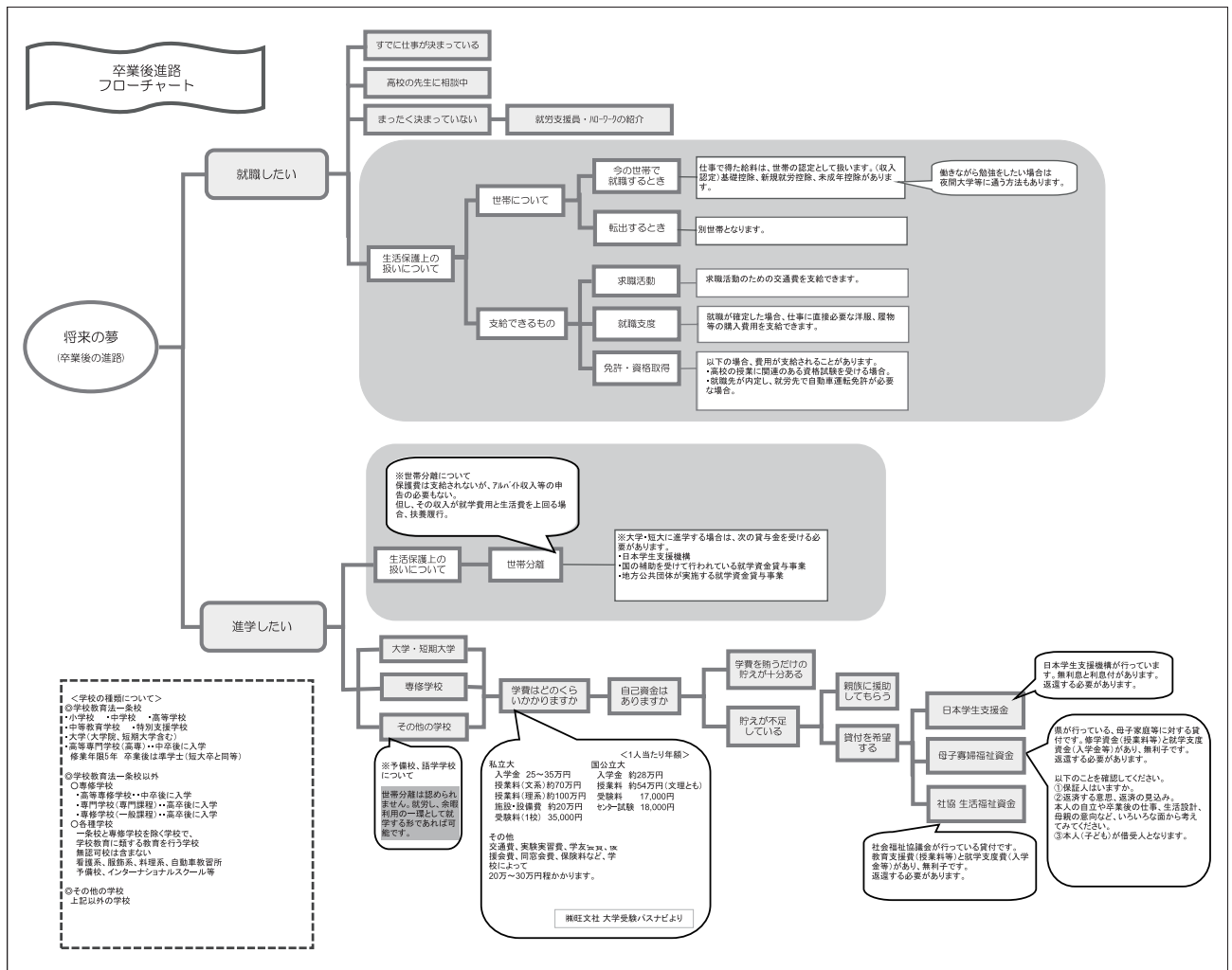
母がパニック障害を抱え、養育不安がみられたため、ケースワーカーと同行訪問を実施した。子ども支援員の関わり及び支援について母の了解を得たが、少し戸惑う様子が見られたため、2か月に1度のペースで養育や生活上困ったことはないか、体調を崩してはないか等、電話での近況伺いにより、母とのコミュニケーションを続けた。

また、養育や家事、教育について良い情報があれば、その都度手紙を送付。訪問は子どもたちの休み毎に実施し、少しずつ時間をかけながら、関わった。

##### ●母に変化がみられる

1年が経過したころ母から養育相談の連絡が入り、そのタイミングで高校生支援プログラムを具体的にスタートさせた。

当時高2の長男には進路希望、就学状況を確認した後、卒業後の生活保護の取り扱いを説明し卒業後のイメージを持たせた。



(高校生支援プログラム ツール5 卒業後進路フローチャート)

## ●母子自立支援員と連携し費用について話し合う

それからの訪問は母子自立支援員と連携し、奨学金や進学に向けてかかる費用、支払い計画等の説明を、母と長男が理解するまで丁寧に行った（複雑な内容のため数回訪問）。

理解すると、母は家計を見直しながら進学のために計画的な貯金を始め、入学する際に必要なまとまったお金の用意が出来た。

## ●母、長男、次男が将来に向けて歩き出す

長男は色々考えた末、最終希望進路は少しでも費用がかからない国立大学受験に目標を定め、猛勉強中。複雑な奨学金手続きについては母子自立支援員と一緒に書類作成を行い、母はパニックになることなく手続きが完了した。

次男は、学習支援に定着し、最近ではだいたい意識も変わり集中出来るようになり受験に向けて頑張っている。

母の安定が子の安定にもつながり、良い相乗効果を生んでいる。現在も定期的に電話や訪問を行いながら、不安が大きい母をフォローしている。来年の受験に向けて、母子自立支援員と連携しながら、現在も支援継続中である。

## c o l u m n

精神科に通院はしていますが、育児のことで不安定になることも多く、その都度、息子たちに心配をかけていました。そんな時、ケースワーカーさんが子ども支援員さんと訪問され、初めてお会いしました。それからは、手紙や電話で声をかけ続けてくれました。私が凄く不安定になり「家に来てくれませんか」とお願いしたとき、子ども支援員さんは、その日のうちに来てくれて励ましてくれました。息子たちにも、直接会って声をかけてくれています。

次男は学習支援に行ってから、とても明るくなりました。

見守ってくれている方がいることが、私たち家族の心の安定剤になっています。息子たちは、受験に向けて頑張ってくれています。その姿が私の生きる力になっています。

（高校生支援・高校進学等支援プログラム参加者のコメント

高3、中3の母）

事例  
4

「高校を中途退学した子どもへの再入学支援」

—憧れの制服姿へワンステップ—

- 効 果
- プログラムの活用で課題が整理され、本人の希望を聴くことができた
  - 関係機関と役割分担ができた
  - 専門機関につながった
  - 学習支援・居場所づくりに定着し、孤立、引きこもりの解消ができた
  - 子ども自身の意思決定で、進路が決まった

関係機関 町子ども担当課、町障害担当課、町教育委員会、出身中学校、児童相談所、学習支援・居場所作りスタッフ

(1) 世帯構成

長男（高1）、母の2人世帯（母子家庭）

(2) 子ども支援員の関わり開始

長男が16才の春頃

- ・私立高校に1日も登校しないまま中途退学したが、再入学の希望がある。
- ・学校にも仕事にも行っておらず、引きこもりがちである。

(3) ケースワーカーから子ども支援員への支援依頼

- ①養育状態の確認・心身の状態について情報整理、課題整理をしてほしい。
- ②進学希望のある子どもの進学支援をしてほしい。
- ③孤立の解消、防止を考えたい。
- ④引きこもり気味の子どもの相談にのってほしい。
- ⑤関係機関との連携をはかってほしい。

(4) 支援の当初方針

- ①「子どもの育ち支援プログラム」等の情報を活用する
- ②「中学卒業後の社会生活支援プログラム」等の活用をする
- ③④学習支援・居場所づくりにつなげる
- ⑤関係機関との連携のためカンファレンスを行う

(5) 支援の経過

●プログラムの活用で課題が整理され、本人の希望を聴くことができた

・「子どもの育ち支援プログラム」実施

(ツール1 アセスメント支援シート、ツール2 気づくためのシート)

小学校高学年の頃から不登校が見られ、周辺とのトラブルもあった事がわかり、不登校は発達課題の二次的障害と考えられた。個別の課題が多様であり、具体的な支援の進捗には、教育関係も含めた関係機関との連携が必要、ケースワーカーは発達に課題があるのではないかと見立てた。

➡ 子どもとの面談で「進学したい、学校生活を送りたい、制服をもう一度着たい」という言葉が聴かれ“希望”を持っていることがわかった。

・「中学卒業後の社会生活支援プログラム」実施（ツール1 アセスメントシート、ツール2 支援エコマップシート、ツール3 あなたの居場所はどこですか、ツール4 生活リズム見直し表、ツール6 ワークシート1, 2、ツール7 意思決定支援シート）

「進学～卒業」を目指す支援内容に沿った支援を開始した。（具体的な支援における留意点 支



## 援の流れとポイント)

早速、県教育委員会の転編入学情報センターに現状を伝え、在学していない子どもが進学するための手続き方法を確認して整理した。

### 高校再入学・復学・進学・卒業

場合によって出身中学校・高校、教育委員会と協働しながら、子どもの「学びたい」という希望をできる限り支援していく

支援課題を整理 過去のこと (各プログラムのアセスメント参考)

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不適応の経過
- 障害の有無



現在のこと (当プログラムのアセスメント参考)

- 現在の学力を子ども本人が把握できているか
- 健康状態は良好か
- 学習習慣、意欲はあるか
- コミュニケーション能力、感情コントロール
- 得意・不得意科目
- 自己を肯定的にとらえているか
- サポートの必要性を感じているか
- 将来の夢・希望
- 特技・得意なことなど

(「ワークシート 1,2」(ツール6)等活用)

(中学卒業後の社会生活支援プログラム

具体的な支援における留意点 支援の流れとポイント)

## ●関係機関と役割分担ができた

### 今後の支援について、関係者カンファレンス

#### 【主な役割分担】

- ・町子ども担当課：情報集約と手続き的な支援
- ・町障害担当課：障害に関する詳細説明、母への支援、手続き援助
- ・町教育委員会および出身中学校：進学に必要な書類準備と手続き支援
- ・学習支援・居場所作りスタッフ：定期的な学習継続と士気支援、進学に必要な面接練習、居場所の提供
- ・福祉事務所ケースワーカー：関係機関との連携、母の困りや悩みの聴き取り
- ・子ども支援員：ケースワーカーと協働し、子どもに寄り添い、状況把握、困っていることの聴き取り、進学希望先の見学、面談の付き添いなど

## ●学習支援・居場所づくりに定着し、孤立、引きこもりの解消ができた

- ・ケースワーカーと子ども支援員は、子どもを学習支援・居場所づくりに誘った。学習支援スタッフと協力し、小学生程度の問題を学び直す事から始めて、「できた」「解けた」という小さな成功体験を積み重ねていった。子は次第に安定的に参加するようになり、スタッフとの信頼関係がで

きていった。

### ●専門機関につながった

・母子とも発達課題について理解がなく、障害の受容をできずにいた。

➡ 子どもは「何でこんなことができないんだろう」と言い、母は「普通に暮らせているから分からなかった、自分の子どもがどうして…」と涙を流し、「何となくは気づいていた」との言葉があった。

児童相談所には、町の子ども担当職員や子ども支援員が毎回同行し、寄り添いながら丁寧な説明を繰り返した。母子は少しずつ障害の理解を深め、障害者支援制度利用のメリットを受け入れ始めた。2か月後、療育判定を受けて知的障害であることが判明した。

### ●子ども自身の意思決定で、進路が決まった

・希望する進路先が数か所あり迷っていたが、いくつか希望先の見学を経て、メリット、デメリットを比較しながら意思決定支援をした。(ツール7 意思決定支援シート) 自ら意思決定ができ、受験に臨むことができた。

## (6) 現在の状況と課題

- ・希望の進学先に進路が決まり、現在は毎日登校し、「学校が楽しい」と言い、学生生活を楽しんでいる。担任からは「数年の不登校が信じられない、楽しそうですよ」という言葉があった。
- ・アセスメントを行い、子ども、母、それぞれの課題を整理した。役割分担ができたことで、ケースワーカーひとりが課題を抱えることなく、支援可能な関係機関が、課題に対してアプローチを行い、具体的にアクションを起こすことができた。
- ・関係機関それぞれが丁寧にに関わり、信頼関係を築くことができ、課題を共有する事で、支援の停滞も少なかった。
- ・同プログラムを基礎として、スケジュールに沿った支援を進めることができた。
- ・多様で複合的な課題のある家庭への支援では、関係機関との連携・協働は欠かせない。関係機関のどこが主体となり支援を展開するか、また、手続きの締め切りがある場合は、抜け落ちを防ぎ進行管理をする観点での関係機関間の調整がポイントとなる。

## c o l u m n

生活保護世帯における子どもの自立支援において、ケースワーカー単独支援の家庭訪問や声掛けだけでは、支援の限界を感じていた。中卒後の社会生活支援プログラムは、各ツールを活用しながら具体的な支援における留意点を参考に、タイミング良く進めることができた。

進学後の春、嬉しそうに制服を着て、当所に晴れ姿を見せにきてくれた、プログラム参加者のTさん。「あの、ありがとうございました！」と照れながらお礼を言われた時、はじめて、「これが本当の意味での社会生活支援なんだ」と気づかされた瞬間だった。

行き場のない現状を「親のしつけのせいだ」と愚痴をこぼすTさんに声掛けをしてきた学習支援スタッフ。進学にあたり情報の提供・助言支援してくれた中学校など各関係機関。Tさんに「なぜこんな問題がとけない！」と、声を荒げる母に対し、丁寧な対応をしてきた子ども支援員。

様々な支援場面では、ケースワーカー以外の支援者が関わったことで、母子との信頼関係も大きく変化し、Tさんの社会性に良い影響を与えたと感じる。感謝する気持ち、素直に表現できるようになったTさんの人格形成が、何よりもこのプログラムにおける効果であり、大きな収穫であった。

(中学卒業後の社会生活支援プログラム

参加した子どもの 担当ケースワーカー)